

令和 7 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

年 笠松町長 殿	月	日	整理番号											
住 所			フリガナ											
			氏 名											
			個人番号											
			生年月日											
電話番号														

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方税法第 37 条の 2 (第 314 条の 7) 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金 (以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第 7 条第 1 項 (第 8 項) の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例 (以下「申告の特例」という。) の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注 1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の 1 月 10 日までに、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。

(注 2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第 7 条第 6 項 (第 13 項) 各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金 (同項第 4 号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。) について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 笠松町に対する寄附に関する事項

寄 附 年 月 日	寄 附 金 額
令和 7 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、下記の①及び②に該当する場合のみすることができます。

①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第 7 条第 1 項 (第 8 項) に規定する申告特例対象寄附者である	☐
--	--------------------------

(注) 地方税法附則第 7 条第 1 項 (第 8 項) に規定する申告特例対象寄附者とは、(1) 及び (2) に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第 120 条第 1 項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第 121 条 (第 1 項ただし書きを除く。) の規定の適用を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出 (当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。) を要しない者

② 地方税法附則第 7 条第 2 項 (第 9 項) に規定する要件に該当する者である	☐
---	--------------------------

(注) 地方税法附則第 7 条第 2 項 (第 9 項) に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数 が 5 以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 7 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

住所	(受付印)	
氏名		
様		受付団体名
		笠松町

寄附金税額控除 (課税内容) に関する問い合わせ先

笠松町 総務部 税務課

電話 058-388-1112(税務課直通)

申告特例申請書の提出先

笠松町 企画環境経済部 企画 DX 課

〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町 1 番地

電話 058-388-1113(企画 DX 課直通)